

法改正に伴う様式変更のお知らせ

以下のとおり、変更箇所をお知らせします。 2020年4月1日受付分から適用となります。



確認/計画変更 申請書

【変更内容】(第四面)5~7欄の記載内容の変更

裏面に 記入例!

2020. 3. 31迄	2020. 4. 1以降			
【5. 主要構造部】 □耐火構造 □建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに 掲げる基準に適合する構造 □準耐火構造(準耐火時間: 分) □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ−1) □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ−2)	【5. 主要構造部】 □耐火構造 □建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに 掲げる基準に適合する構造 □準耐火構造(準耐火時間: 分) □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ−1) □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ−2) □その他			
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 □建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 □建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 □建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造	【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 □建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 □建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 □建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 □その他 □建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない			
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】 □延焼防止建築物 □準延焼防止建築物 □その他	【7. 建築基準法第61条の規定の適用 】 □耐火建築物 □延焼防止建築物 □準耐火建築物 □準耐火建築物 □準の他 □建築基準法第61条の規定の適用を受けない			



建築計画概要書

【変更内容】(第二面)18欄 定期報告を要する防火設備の有無の記載欄が新設

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

口有 口無



完了検査申請書 ★提出する紙面の変更はありません

【変更内容】(注意欄)第四面の「照合方法」に関する注意事項の追加

(注意) 5. 第四面関係

9) 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行つた場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。

(一財)岩手県建築住宅センター 確認検査室 * kakunin@ikjc.or.jp * TEL 019-623-4420

一般的な戸建て住宅の場合は、

黄色マーカー部分に√を入れて、ご申請ください。

確認/計画変更 申請書

【参考】(第四面)5~7欄の記入例

【5.主要構造部】←				
	B:耐火性能検証法によるもの			
B□建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及	びロに掲げる基	準に適合	合する構造←	_
○□準耐火構造(準耐火時間: 分)~				
□□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造	(□-1) ← D	:従来	の準耐火建築物 ロ-1	
E □準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造	(□-2) ← E	:従来の		
五 その他→				
【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】↔		A: ½	 は21条による主要構造部	準耐火構造
ー <mark>A</mark> 口建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基	基準に適合する権	構造←		
B□建築基準法第21条第1項ただし書に該当する類	建築物←		B:有効な空地を設けた。	240
_ ◯□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準	に適合する構造	C:3	法27条による主要構造部	準耐火建築
≥ その他⊢				
」 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を	受けない!			
一A□耐火建築物 ← 法61条:	防火地域及び	準防火地	也域	
B□延焼防止建築物←				
C□準耐火建築物 ←				
— D□準延焼防止建築物 <u>型</u>				
型その他→ 準防火地域の場合				
☑建築基準法第61条の規定の適用を受けない↔			都計外の場合	
	日本の他と 日本の他と 日本の他と 日本の他と 「日本の他と 「日本の世界物と 「日本の他と 「日本の他と 「日本の世界が、と 「日本の他と 「日本の他と 「日本の他と 「一本の他と 「一本の他と 「中国のは、「一本の他と 「本の他と 「本の性と 「本の他と 「本の性と 「本	B:耐火性的 B□建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる基 C□準耐火構造(準耐火時間: 分)← D□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)← E□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)← E□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)← E□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)← E□準禁基準法第21条及び第27条の規定の適用】← A□建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物← C□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造 □その他← □建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない← 「7.建築基準法第61条の規定の適用】← □建築基準法第61条の規定の適用】← □をの他← □建築基準法第61条の規定の適用】← □を放焼防止建築物← C□準耐火建築物← C□準耐火建築物← C□準耐火建築物← □準耐火建築物← □ 準防火地域の場合	B:耐火性能検証法 B□建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適信 C□準耐火構造(準耐火時間:分)← D□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)← E□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)← E:従来 → その他← 【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】← A□建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】← A□建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物中 C□建築基準法第61条第110条第1号に掲げる基準に適合する構造・ C□建築基準法第61条の規定の適用を受けない中 【7. 建築基準法第61条の規定の適用】← 法61条:防火地域及び準防火は B□延焼防止建築物・← B□延焼防止建築物・← C□準耐火建築物・← B□延焼防止建築物・← C□準耐火建築物・←	日日 日本 日

建築計画概要書

【変更内容】(第二面)18欄 の記入例

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】